

家畜衛生便り



No.301

平成27年5月1日

徳島県家畜防疫衛生センター

西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎

徳島県吉野川市鴨島町麻植塚

TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397

西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎

三好郡東みよし町中庄

TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページ URL

http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014_022000090/

ごあいさつ

所長 森 直樹

5月1日付けの異動で新しく西部家畜保健衛生所長に就任いたしました森と申します。畜産農家の皆様におかれましては、日頃から家畜保健衛生所業務にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

畜産を巡る情勢は、皆様もご承知のとおり、経営者の高齢化、後継者問題、畜産環境問題などの長年の課題に加え、素畜価格の高騰や長期にわたる飼料価格の高止まりが経営に大きな負担となっており、最近高値安定している畜産物価格にもかかわらず畜産農家の減少は続いています。

更に現在交渉中のTPP問題も大きな影響が予想されています。

また、昨年度は3年ぶりに5県で高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、本広報でお伝えいたしますように日本周辺国をみますと、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が継続しており、これらの悪性伝染病は日本或るいは本県に何時侵入してもおかしくない状況です。畜産農家の皆様におかれましては常に飼養衛生管理基準に留意していただき侵入防止に努めていただくことが最も重要な対策であると考えます。

いろいろと厳しい状況ばかり申しましたが、畜産は国民の食生活を支える重要な産業です。その重責を担って頑張りたいと思います。

今年度は別に示したメンバーで業務を推進していくことになりました。今後とも家畜伝染病等に対する衛生対策や、ET関連技術等による生産性向上対策、診療業務や和牛の登録、環境問題対応などの畜産振興対策などを通じて皆様の経営に貢献していきたいと考えています。何かとご協力をいただくことも多いかと思いますが今年度もよろしくお願いいたします。

平成27年度 西部家畜保健衛生所 職員

所長 森 直樹 (徳島家畜保健衛生所から転入)
次長 岩佐 隆範
次長 小島 久美子〔美馬・三好担当〕(徳島家畜保健衛生所から転入)

衛生防疫第一担当 【吉野川庁舎】

課長補佐 (リーダー) 北田 紫
主査兼係長 阿部 敏晃 (徳島家畜保健衛生所から転入)
主任 岡本 陽子 (西部総合県民局保健福祉環境部から転入)
主任 中下 弘子
主任 紀川 将之
主任主事 松英 百合子
主任主事 三宅 秀隆 (畜産課から転入)
主任主事 松下 由里子
主事 河見 博子 (新規採用)
嘱託獣医師 高松 研介
嘱託獣医師 井内 民師

衛生防疫第二担当 【東みよし庁舎】

課長補佐 (リーダー) 松尾 功治
主査兼係長 小倉 朋和
主任 山口 智美 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課から転入)
主任 森本 実奈子
主事 大明 晃介
嘱託獣医師 色原 豊彦
臨時職員 古郷 有紀

『転出者・転出先』

東條 秀徳	定年退職
澤 則之	農林水産総合技術支援センター畜産研究課 課長
福見 貴文	畜産振興課 主査兼係長
福見 善之	農林水産総合技術支援センター畜産研究課 係長
竹岡 直美	東部県税局 主任
久保 貴士	畜産振興課 主任
田上 総一郎	畜産振興課 主任
飯塚 悟	農林水産総合技術支援センター畜産研究課 研究員

ゴールデンウィークにおける防疫対策強化

ゴールデンウィークを迎え、海外との人や物の往来が増加するため、近隣諸国で発生している口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が侵入するリスクが高まっています。

畜産関係者の皆様におかれましては、下記の事項に注意し、改めて防疫対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

- 1 伝染病の発生地域への渡航は可能な限り自粛しましょう。
どうしても渡航する場合には、以下の点に注意して下さい。
 - ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
 - ② 動物との不用意な接触を避けること。
 - ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
 - ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
 - ⑤ 帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。
 - ⑥ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。
やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒を徹底すること。
- 2 病原体の持込みを防止するため、衛生管理区域に必要な人いや物を持ち込ませないようにしましょう。
やむを得ない場合には、洗浄、消毒を徹底してください。
- 3 家畜伝染病に関する情報を集めましょう。
家畜保健衛生所が発行する広報や国のホームページなどを活用して情報の把握に努めてください。
 - 農林水産省ホームページ
「空海港における水際検疫の強化について」
http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html
 - 動物検疫所ホームページ
「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」
<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>
 - 政府広報インターネットテレビ
「動物検疫・植物検疫～海外からの持ち込みに注意～」
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg9589.html>
- 4 家畜伝染病を広げないためには、早期発見・早期通報がとても大切です。
毎日必ず家畜を観察し、少しでもおかしい時には、すぐにかかりつけの獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

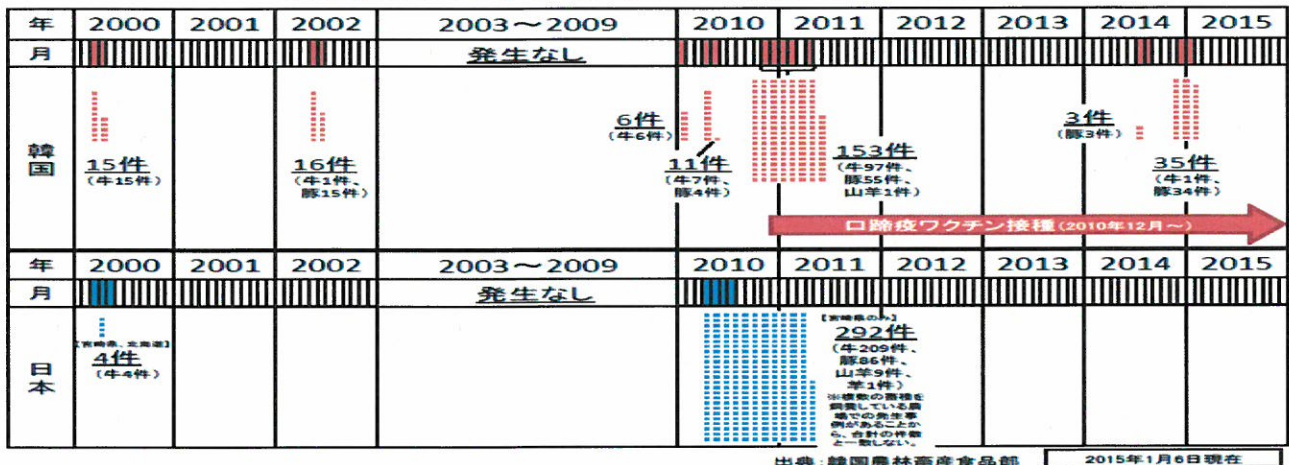
<連絡先> 徳島県家畜防疫衛生センター
 西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎
 0883-24-2029
 東みよし庁舎
 0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

『口蹄疫』

我が国での口蹄疫の発生は、平成22年の宮崎県の事例以降確認されておきませんが、韓国や中国をはじめとした東アジア地域においては、口蹄疫（O型、A型）の発生が続発しています。特に、韓国では昨年12月の発生以降、4月15日までに182件の発生が確認されています。

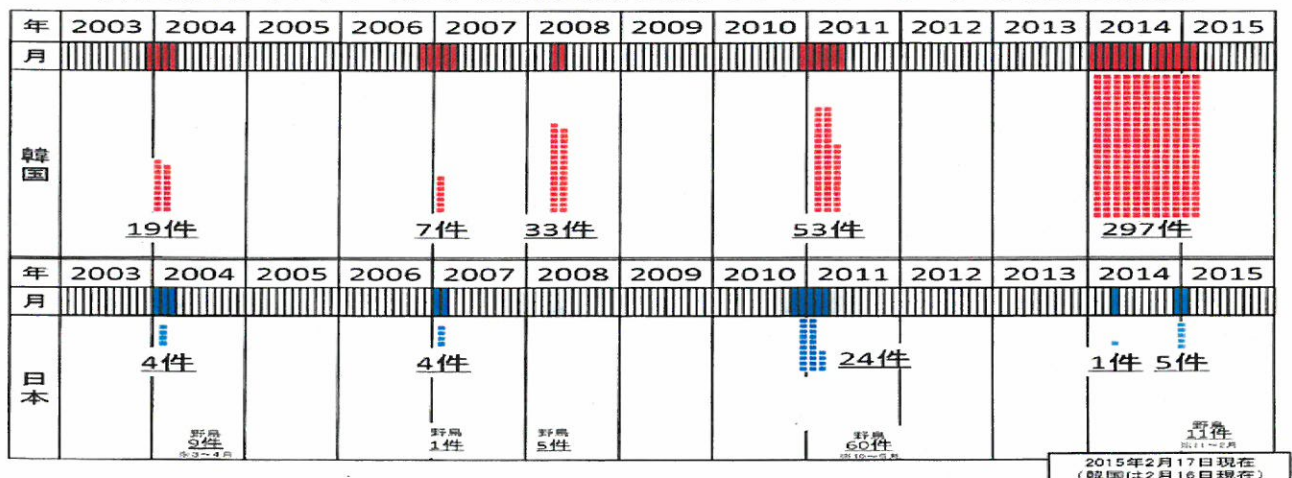
韓国及び日本における口蹄疫の発生状況



『高病原性鳥インフルエンザ』

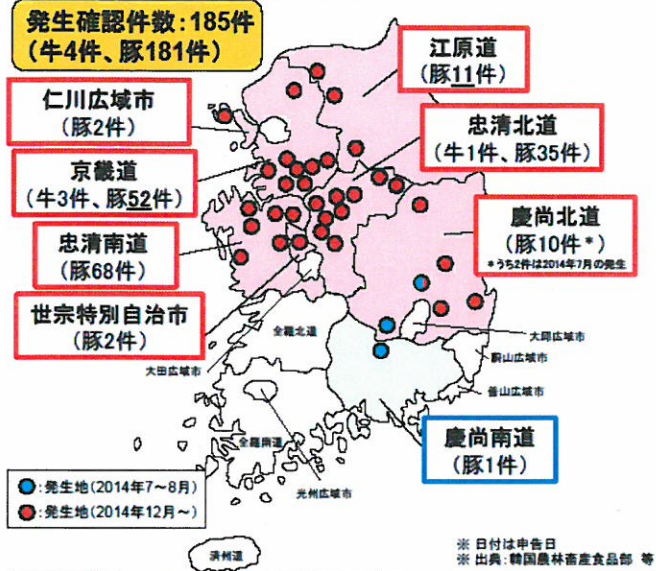
高病原性鳥インフルエンザについても、韓国や台湾などの近隣諸国で多数の発生が確認されており、韓国で流行した年には、我が国でも発生する事例が多く。我が国に地理的に近く、渡り鳥や人や物の往来が多い近隣諸国から我が国へウイルスが侵入するリスクは依然として、極めて高い状況にあると考えられます。

韓国及び日本における高病原性鳥インフルエンザの発生状況



韓国における口蹄疫の発生状況 (2014年7月23日～、O型)

2015年4月15日現在



・2014年7月23日に慶尚北道で3か月ぶりに再発生し、同年8月までに慶尚北道及び慶尚南道で3件(豚3件)の発生が確認(O型)。(同年9月4日、全ての移動制限を解除。)

・2014年12月3日以降、忠清北道、忠清南道、京畿道、慶尚北道、慶尚南道、世宗特別自治市、江原道及び仁川広域市で182件(牛4件、豚178件)の発生が確認(O型)。

・韓国では2010年12月以降、豚・豚・山・産・産に対して3価混合ワクチン(Asia1型・A型・O型)を接種

・韓国当局は、農林畜産食品部及び検疫本部に口蹄疫防疫対策本部及び口蹄疫防疫対策状況室を設置し、家畜疾病危機管理標準マニュアル、口蹄疫緊急行動指針(SOP)に基づく措置等を実施。

発生農場: 抗原検査結果及び臨床所見を示す家畜(状況に応じてこれら家畜の同居群)の殺処分・埋却、畜舎内外の消毒、家畜・車両等の移動制限措置等

発生・隣接地域: 追加ワクチン接種、血清モニタリング検査及び臨床観察の強化等

全 国: ワクチン接種の徹底、畜舎内外・車両等の消毒徹底、畜産農家の集会の自粛等

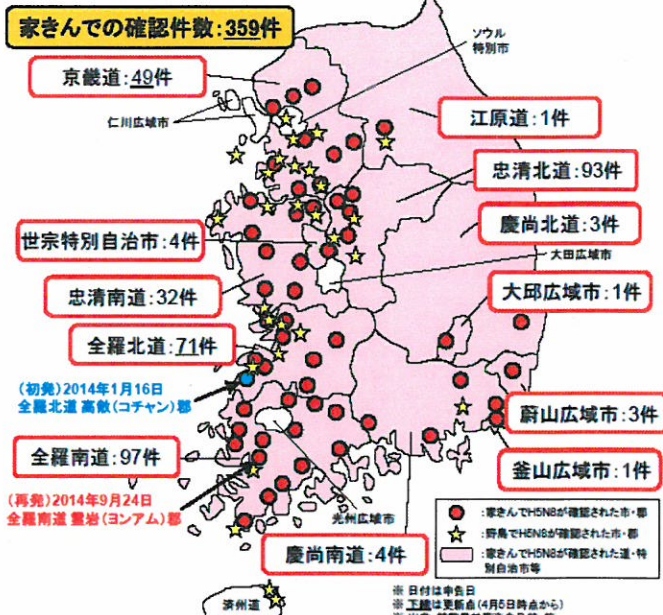
・12月17日、韓国政府は危機段階を、「注意」から「警戒」に格上げ。

【これまでの経緯】

- ・2010年11月～2011年4月に発生した口蹄疫は、全8道のうち2道(全羅北道、全羅南道)と済州島を除き、韓国全土にまん延(O型、牛・豚)。
- ・韓国は2014年5月のOIE総会で口蹄疫ワクチン接種済済済に認定。

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型)の発生状況 (2014年1月～)

2015年4月20日現在



【家さんでの発生・対応状況】

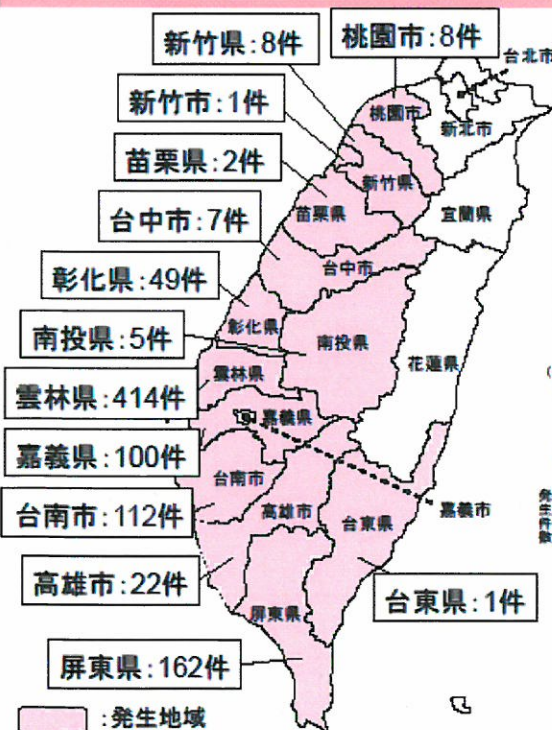
- 1 発生状況(4月20日時点)
 - ・韓国当局の公表している発生件数: 38件
 - ・他に、発生農場周囲・夜学調査農場等21件でH5N8亜型鳥インフルエンザが確認。
- 2 殺処分(4月19日時点)
 - ・1,864万3千羽(750農家)
 - ・2014年9月24日以前: 468万2千羽(202農家)
 - ・発生農場、夜学調査農場、各発生農場周囲の農場(500m又は3km内を対象)
- 3 その他
 - ・9月4日、全ての移動制限が解除されたが、9月24日、2か月ぶりに再発
 - ・9月以降、147件の確認(4月20日時点)

家さんの種別確認件数(359件)
鶏(207件)
あひる(203件)

【野鳥での検出・対応状況】

- 1 野鳥検査(4月19日時点)
 - ・犠牲: 58件(トモエガモ10件、マガモ9件、カルガモ5件、ヒシクイ5件、コガモ4件、マガモ2件、オオハクチョウ1件、ダイサギ1件、カイツブリ1件、オオレン1件、アオサギ1件、オカシガモ1件、ヒドリガモ1件、黄ばね16件)
- 2 対応
 - ・野鳥の検出地点から10km内の家さん農場の移動制限措置、30km内の家さん農場の臨床調査、周辺道路・家さん農場の消毒

台湾における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2015年1月～)



合計: 891件※(農場・処理場・係留場)

血清型

- ・H5N2*
- ・H5N3
- ・H5N8
- ・H5N2/H5N8混合感染
- ・H5N2/H5N3混合感染
- ・H5**

※発生件数の血清型別の内訳は未確定

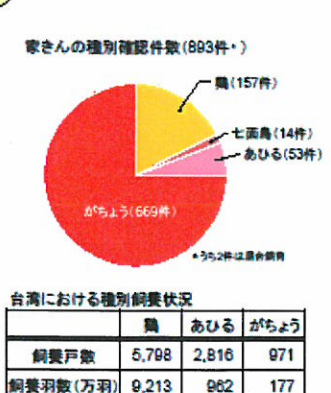
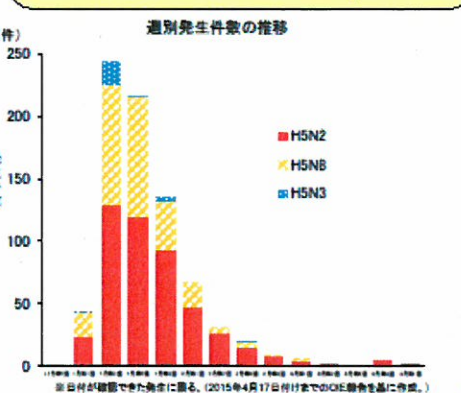
*過去に台湾で検出されたウイルスによる感染及び過去に台湾で検出されたウイルスとの混合感染を含む

** N亜型・病原性未確定

殺処分完了: 889件(448万7,775羽)

○野鳥における検出(8件)

確定日	場所	亜型	鳥種
3/18	高雄市高屏溪	H5	不明
3/1	台南市安南区	H5	クロツラヘラサギ
2/1	台南市七股区	H5	クロツラヘラサギ
1/30	台東県台東市	H5N2	ゴイサギ
1/19	屏東県長治郷	H5	ツグミ
1/18	苗栗県竹南鎮	H5N3	シロガシラ(3羽)



注: 本國のH5N2及びH5N3亜型ウイルスは、過去に台湾で確認されたウイルスと異なり、これらウイルスのH5遺伝子は韓国H5N8亜型ウイルスのH5遺伝子と近縁。

・以下については、本國に記載していない。

①1月6日屏東県の探明鶏農場で発生した従来型(1件)。

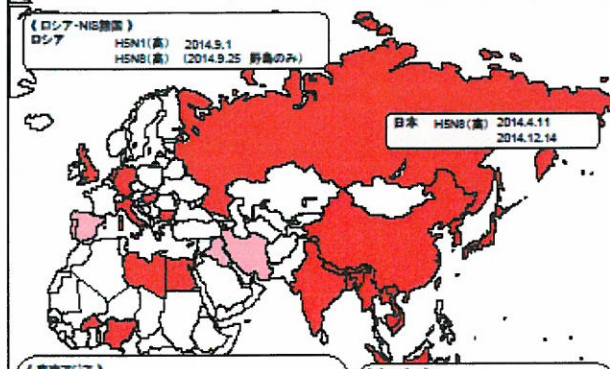
②発生農場の半径1km以内の家さん農場におけるサーベイランスの結果、35農場でH5亜型のウイルスを検出。

出典: 台湾行政院農業委員会動物防疫検査局、OIE

2015年4月19日18時現在

家きんの高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2013年以降)

高病原性発生地域 = ■
 低病原性発生地域 = ■
 ※1 地図上の配色は家きんについて
 ※2 ()は病原性
 ※3 高病原性・低病原性併発地域は高病原性と表記



《ヨーロッパ》	イタリア	HSN6(高)	2014.12.15
	H7N7(高)	2013.8.10	
	HS(低)	2013.上・下	2014上期
	HSN1(低)	2014上期	
	HSN2(低)	2013下期	
	HSN2(低)	2013下期	
	H7N1, H7(低)	2014上期	
	(低)	2013下期	
オランダ	HSN6(高)	2014.11.14	
	HSN1(高)	2014.2.26	
	HSN2(低)	2014.3.12	
	(低)	2015.4.1	
	HSN3(低)	2013.11.27	
	H7N1(低)	2013.5.31	
	(低)	2013.7.31	
	H7N7(低)	2013.3.11	
	(低)	2013.3.15	
	(低)	2015.3.11	
ドイツ	H7(低)	2015.3.25	
	HSN6(高)	2014.11.14	
	HS(低)	2012.12.18	
	HSN1(低)	2014.3.9	
	HSN2(低)	2013.11.13	
	(低)	2014.10.7	
	HSN2(低)	2013.12.2	
	H7N7(低)	2013.5.15	
	(低)	2015.2.27	
デンマーク	H7N7(低)	2013.5.31	
スペイン	H7N1(低)	2013.5.9	
ポルトガル	H7(低)	2013.11.25	
英国	HSN6(高)	2014.11.14	
	H7N7(低)	2015.1.29	
	HSN1(高)	2015.1.29	
	HSN6(高)	2015.2.23	
	HSN6(高)	2015.2.18	野鳥のみ
	HSN1(高)	2015.3.25	野鳥のみ
《アフリカ》	HSN1(高)	継続発生中	
エジプト	HSN2(低)	2012.5.1	
南アフリカ	HS(低)	2014.1.28	
	H7N1(低)	2013.10.20	
	H7N7(低)	2014.8.20	
	H7N7(低)	2013.2.28	
	(低)	2014.1.31	
リビア	H7(低)	2013.7.30	
	HSN1(高)	2014.3.4	
	(高)	2015.2.1	
ナイジェリア	HSN1(高)	2014.12.24	
	(高)	2015.1.2	
ブルキナファソ	HSN1(高)	2015.2.10	
《南アジア》	イラク	(低)	2013 1-12月
	HSN1(高)	2015.1.14	
	HSN1(高)	2015.1.17	
	HSN1(高)	2015.3.22	
	HS(高)	2015.3.24	
	(高)	2013 8-11月	

《東南アジア》	ベトナム	HSN1(高)	2013 9-5月
	(高)	2013.10.7	
	(高)	2014.11.29	
	HSN6(高)	2014.4.22	
	(高)	2015.3.12	
	H7(低)	2013.1.15	
ラオス	HSN6(高)	2014.3.13	
	HSN6(高)	2014.7.14	
インドネシア	HSN1(高)	継続発生中	
カンボジア	HSN1(高)	2013.8.12	
	(高)	2014.2.7	
ミャンマー	HSN1(高)	2015.2.12	
《南アジア》	インド	HSN1(高)	2013.2.27
	(高)	2013.7.30	
	(高)	2014.11.20	
	(高)	2014.12.11	野鳥のみ
	(高)	2015.3.4	
バングラデシュ	HSN1(高)	2007.2.5	
イラン	(低)	2013.2.27	
ネパール	HSN1(高)	2012.8.27	
	(高)	2014.2.13	
	(高)	2013.上・下期	
ブータン	HSN1(高)	2011.12.30	
	(高)	2015.4.3	

《東アジア》	中国	HSN1(高)	2013.5.13
	(高)	2013.12.27	
	(高)	2014.5.12	
	(高)	2015.2.4	虎
	HSN2(高)	2013.12.21	
	HSN6(高)	2014.9.12	
	HSN6(高)	2014.4.23	
	HSN6(高)	2014.8.23	
	HSN6(高)	2014.9.12	
	H7N9(低)	2013.4.4	
	HSN1(高)	2013.1.25	野鳥のみ
	HSN6(高)	2015.4.10	野鳥のみ
	H7N9(低)	2014.1.27	
	(低)	2014.12.30	
台湾	HSN2(高)	2014.4.15	
	(高)	2015.1.7	
	HSN3(高)	2015.1.11	
	HSN6(高)	2015.1.8	
	HS(低)	2014.12.17	
	HSN2(低)	2012.11.12	
	(低)	2014.4.21	
	HSN3(低)	2013.7.3	
	HSN6(低)	2014.1.16	
	HSN6(低)	2014.9.24	
	HSN1(高)	2013.4.19	
	(高)	2014.3.21	

《オセアニア》	オーストラリア	H7N2(高)	2013.10.8
	HSN3(低)	2013.2.14	
《南北アメリカ》	米国	HSN2(高)	2014.12.24
	HSN6(高)	2014.12.10	野鳥のみ
	HSN1(高)	2014.12.29	野鳥のみ
	HSN2(高)	2015.2.9	
	HSN6(高)	2014.12.16	
	HSN2(高)	2015.1.7	
	HSN6(高)	2015.1.15	野鳥のみ
	HSN6(高)	2015.1.19	
	HSN6(高)	2015.1.19	
	HSN6(高)	2014.14	
	H7N3(低)	2015.3.9	
	HSN2(高)	2015.1.20	野鳥のみ
	HSN2(高)	2015.2.25	
	HSN2(高)	2015.3.4	
	H7N7(低)	2015.3.8	
	HSN2(高)	2015.3.5	
	HSN2(高)	2015.3.25	野鳥のみ
	HSN2(高)	2015.3.30	
	HSN2(高)	2015.3.29	
	HSN2(高)	2015.4.8	
	HSN2(高)	2015.4.12	
	HS(低)	2015.1.2	
	HS(低)	2013.2.1	
	H7N2(低)	2013.10.22	
	HS(低)	2014.2.11	
	HSN1(低)	2015.1.20	
	H7N3(低)	2014.8.19	
	H7(低)	2014.4.2	
カナダ	HSN1(高)	2015.2.2	
ブリタニッシュコロンビア州	HSN2(高)	2014.11.30	
	HSN2(高)	2015.4.3	
	H7N3(高)	2015.3.9	
オンタリオ州	H7N3(高)	2015.3.9	
メキシコ	H7N3(低)	2014.2.13	
	HSN2(低)	2013 1-12月	
	HSN2(低)	2014.12.3	
	(低)	2013.上・下期	
	(低)	2013.上・下期	

※1 更新点: ブータンにおける高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の発生
 香港の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ(H5N6)の確認
 ※2 本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない
 ※3 日付は発生日又は検体回収日に基づく
 ※4 *は初発が2012年以前であるが2013年以降も発生のあるものを示す
 出典: OIE WAHID等
 2015年4月16日現在

平成27年度定期報告書の提出について

○鶏・あひる・うずら等の家きんの所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養状況(飼養頭数、畜舎数など)を記入した定期報告書を家畜保健衛生所に提出する義務があります。(家畜法規則第21条の2)

同封の書類にご記入いただき提出をお願いします。

提出期限: 平成27年6月15日
 (平成27年5月末日までに提出していただくと幸いです。)

- ① 定期報告書(基本情報:頭数など)
- ② 飼養衛生管理基準の遵守状況(自己チェック)
- ③ 添付書類: 埋却地の有無・農場の平面図

※添付書類等について、不明な点があれば、家畜保健衛生所にお問合わせください。

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて

動物の悪性伝染病である口蹄疫、 鳥インフルエンザが発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。
海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。
農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.
Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).
Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

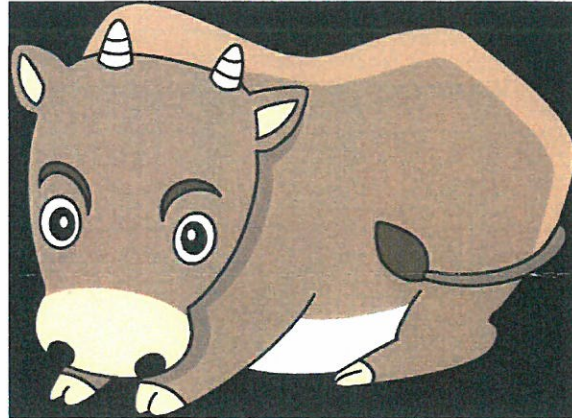
農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan
<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)
Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)

牛飼養農家の皆様へ

予防接種料金について



【平成27年度から新規ワクチンを追加しました。
下記の料金のとおりです。】

ワクチンの種類	1頭当たりの価格(円)	適用
牛異常産3種混合(不活化)	1,960	補助事業 接種時期 春から秋
牛アカバネ病(生)	1,850	補助事業 接種時期 春から秋
I	牛六種混合(生・不活化)	2,210
	牛五種混合(生)	2,010
B	牛五種混合(不活化)	1,900
R	牛四種混合(生)	1,750
	牛伝染性鼻気管炎(生)	830
牛ヘモフィルス(不活化)	1,080	
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢等牛ヘモフィルス感染症 キャトルイン-5Hs(不活化)	2,400	新規
牛RSウイルス感染症(生)	1,080	
牛コロナウイルス感染症(不)	1,030	
牛下痢5種混合(不活化)	2,370	
牛毒素原性大腸菌症(不活化)	1,860	

※ 1頭当たりの価格は、消費税込みです。